

教職第 180－2 号
令和 7 年 5 月 15 日

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

資金前渡担当者口座の適切な取扱い及び事務処理について（通知）

給与支給事務については、日頃格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、給与以外の金銭の保管に資金前渡担当者口座を使用していた事例及び、資金前渡担当者口座に入金された給与の支払が支給日当日に行われなかった事例が下記のとおりありました。

については、引き続き、資金前渡担当者口座の適切な取扱いに努めていただくとともに、適正な給与支給に御協力いただきますよう、お願いします。

また、毎月給与支給日に先立って配信される帳票（給与支払簿・資金前渡担当者口座振込通知書）で現金支給の有無等を十分に確認し、現金支給がある場合は適正に処理するなど、事務処理に遺漏のないようにお願いします。

記

事例 1

資金前渡担当者口座を給与とは関係のない補助金の振込口座として使用し、約 4 か月間、この補助金を保管していた。

また、当該資金前渡担当者口座を開設した際に当課への報告を怠っていたのみならず、残高照会（通帳記入）も定期的に行っていなかった。

加えて、当該資金前渡担当者口座を決済用預金としていなかったため、預金利子 23 円が発生した。

さらに、当該資金前渡担当者口座に預金利子が発生していることに気が付きながら、速やかに当課へ報告することも怠った。

事例 2

給与支給日前に死亡した職員の死亡月の給与及び旅費が資金前渡担当者口座に入金されたが、遺族への支払を支給日当日に行わず、10 日間当該資金前渡担当者口座に保管していた。

また、当該資金前渡担当者口座を決済用預金としていなかったため、預金利子 9 円が発生した。

<備考>

給与等が資金前渡担当者口座に入金される主な事例は以下のとおりですので、御注意ください。

- ・月中途発令の臨時的任用職員等の口座登録が給与報告期限までに間に合わなかった場合
- ・給与支給日前に死亡した職員の死亡月の給与等を支給する場合
- ・死亡退職者に係る差額支給があった場合 など

担当：給与管理担当

電話：048-830-6671